

平成30年度任用 福岡市男女共同参画推進センター嘱託員 募集案内

1 募集受付期間 平成29年12月15日（金）～平成30年1月19日（金）必着

2 教養及び論文試験日 平成30年2月4日（日）

3 募集内容

募集区分	採用予定人員	職務の概要
相談専門員	1名	○家庭や職場、地域での問題、心の問題などに関する電話又は面接による相談業務 ○その他男女共同参画推進センターの事業に関する業務

4 任用期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
ただし、勤務成績が良好で、公務上特に必要がある場合は、1年を超えない範囲内で再任用することがあります。なお、再任用は4回を限度とします。

5 勤務場所 福岡市男女共同参画推進センター・アマカス
福岡市南区高宮三丁目3番1号

6 応募資格 次の(1)～(4)までの要件をすべて満たす人

- (1) 年間を通して職務に従事できる人
- (2) 男女共同参画の推進に関心が高い人
- (3) 次のいずれかに該当する人
 - ① 臨床心理士、精神保健福祉士のいずれかの資格を持ち、2年以上の実務経験を有する人
 - ② 保健師、助産師のいずれかの免許を持ち、2年以上の実務経験を有する人
 - ③ 児童、婦人、母子相談機関において、いずれかの業務に2年以上の実務経験を有する人
※2年以上の実務経験とは、平成30年3月末迄の実務経験見込を含みます。
- (4) 次のいずれにも該当しない人
 - ① 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ③ 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ④ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

7 試験の日時、試験の方法、会場

日程	区分	時間	試験方法	会場
2/4 (日)	教養試験	<集合時間> 午前 9時45分 <試験開始時間> 午前10時00分 <終了予定時間> 午後 0時00分	公務員として必要な一般教養についての5肢択一式による筆記試験を行います。	福岡市男女共同参画推進センター・アマカス
	論文試験	<集合時間> 午後 1時30分 <試験開始時間> 午後 1時45分 <終了予定時間> 午後 3時45分	小論文試験 (800字程度×2テーマ) ※テーマについては、当日、会場で発表します。なお、教養試験の成績が一定の基準に達しない場合は採点されません。	

2/25 (日)	面接試験	※時間等は、受験該当者に文書で通知します。	口頭試験 個別面接を行います。	福岡市男女共同 参画推進センター・アミカス
-------------	------	-----------------------	--------------------	--------------------------

(注1) 平成30年2月4日(日)に持参するもの

- ・受験票
- ・筆記用具(HBの鉛筆及び消しゴム、教養試験はシャープペンシル不可)

(注2) 教養及び論文試験は、全員に受験していただきます。ただし、教養試験の成績が一定の基準に達していない場合、論文試験は採点されません。

(注3) 面接試験受験該当者は、教養試験の成績により決定します。

(注4) 最終合格者は、論文及び面接試験の成績により決定し、教養試験の成績は反映されません。

8 試験(除、教養試験)の評定基準

試験方法	評定基準
小論文	課題への呼応、専門性、知識、表現力、説得力、適性、対応力の観点から評定します。
口頭試験	意欲、態度、適応性、思考力、コミュニケーション能力、接遇、専門性などの観点から評定します。

9 平成29年度嘱託員選考試験小論文問題

前回の嘱託員選考試験の小論文試験の問題を参考に記載します。

テーマ1	アミカス相談室では、夫婦のことや、家族のこと、職場や地域での人間関係、自分の生き方、各種のハラスメント、配偶者や恋人からの暴力(DV)など様々な相談を受けています。 あなたは、当相談室の相談員として、相談業務にどのように取り組んでいきたいですか。 あなたのこれまでの経験や資格をどのようにいかしていきたいかも含め、考えを述べてください。
テーマ2	「離婚するには、どうしたらいいのでしょうか?」と30代くらいと思われる女性から泣きながらの電話相談が入りました。 「夫は、交際中からキレやすく、怒ると酷い言葉でいつまでも怒鳴り続けるんです。私や子どもに直接の暴力はないんですが、家の中は、鏡や、TV、リモコンも壊れています。先日、夫に“離婚して”と言ったら、私の携帯電話を壊して、監禁しようとしてました・・・」と話し出しました。 あなたは、相談員としてこの相談に対して、どのようなことを想定しながら何を確認するか、また、相談者に対して何をどのように伝えるかを具体的に述べてください。

10 合格発表

○面接試験受験該当者発表

平成30年2月15日(木)午前10時に該当者の受験番号を福岡市男女共同参画推進センター・アミカス正面入口及びアミカスHPに掲載するほか、面接試験受験該当者のみ文書で通知します。

○最終合格者発表

平成30年3月上旬に合格者の受験番号を福岡市男女共同参画推進センター・アミカス正面入口及びアミカスHP、福岡市HPに掲載するほか、面接試験受験者全員に文書で通知します。

11 合格から任用まで

- (1) 最終合格者は、用候補者名簿に登載されます。
- (2) 任用は、原則として平成30年4月1日付けで、必要に応じて任用候補者名簿の中から任用される人を決定します。
- (3) 任用候補者名簿の有効期間は、平成31年3月31日までです。

12 勤務条件等

(1) 身分

地方公務員法第3条第3項第3号に定める非常勤特別職職員です。

(2) 勤務日及び勤務時間

①勤務日

週5日程度（土・日・祝日の勤務あり）

②勤務時間

週27.5時間の割り振り勤務

(3) 報酬等（平成29年度の例）

①報酬

月額263,800円。賞与などの諸手当はありません。

②交通費相当加給金

別途、以下のとおり交通費相当の加給金を支給します。

ア 交通機関等利用者（通勤距離が片道2km以上）

通勤1回につき、通勤に要する運賃等相当額（日額900円を限度）

イ 自転車等使用者

通勤1回につき、次の金額を支給します。

- ・使用距離が片道2km以上5km未満 日額100円
- ・使用距離が片道5km以上10km未満 日額200円
- ・使用距離が片道10km以上 日額340円

※ ただし、ア及びイの両方に該当する場合は、いずれか高い方の額を支給します。

③時間外勤務手当相当加給金

勤務時間を超えて勤務した場合には、実績に応じて時間外勤務手当相当の加給金を支給します。

（注）任用されるまでに報酬関係の条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(4) 休暇制度

任用期間に応じて、1年間に最高20日の年次有給休暇があります。

(5) その他

健康保険、厚生年金及び雇用保険があります。

労働災害補償については、市の非常勤職員の制度に基づき適用します。

13 応募手続

(1) 申込書の配布

申込書は、福岡市男女共同参画推進センター・アミカス、各区役所市民相談室、入部出張所、西部出張所、情報プラザ（市役所1階）で配布します。郵送は行いません。（アミカスHP及び福岡市HPからもダウンロードできます。）

(2) 申込方法

①受付場所 福岡市男女共同参画推進センター・アミカス 1階事務室
〒815-0083 福岡市南区高宮三丁目3番1号

②受付期間 平成29年12月15日（金）～平成30年1月19日（金）

開館日の午前9時30分から午後5時まで（土・日・祝日、及び休館日は受け付けできません。）※休館日…12/26、12/28～1/3、1/9

郵送の場合は、平成30年1月19日（金）必着とします。

封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。

③提出書類 ・平成30年度任用 福岡市男女共同参画推進センター嘱託員 選考試験申込書

・あて先を明記した郵便局の通常はがき（1枚）（受験票として返送します。同封されていない場合には受験票は送付いたしません。）

(3) 注意事項

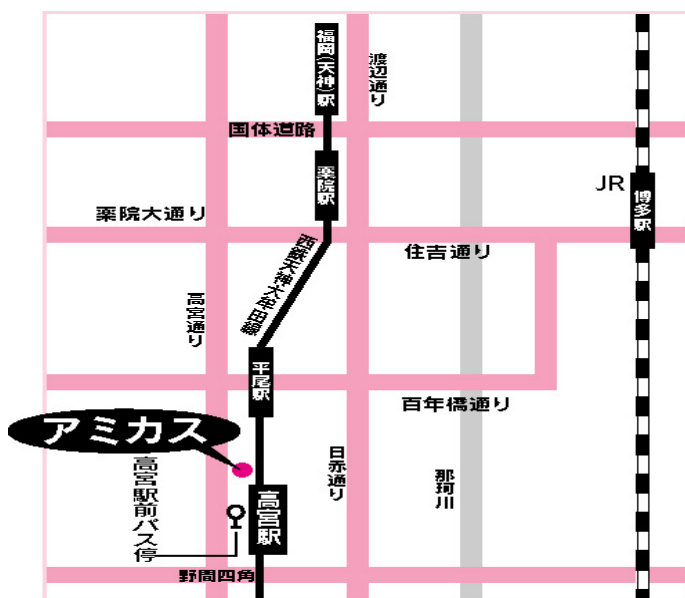
①申込書の記入にあたっては、※欄以外は、すべて本人の自筆で記入してください。

- ②申込書の写真（申込前3カ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面、縦4cm×横3cm）は、裏面に氏名を記入し、必ず申込書に貼り付けてください。
- ③申込書「連絡先欄」については、合格等の通知は、現住所あてに郵送しますので、通知先が現住所と異なる場合は、希望される通知先を記入してください。現住所と同じ場合は、記入の必要はありません。
- ④申込書裏面の「署名欄」については、日付、氏名を記入し、必ず押印してください。（シャチハタ印、ゴム印は不可）
- ⑤申込書と併せて提出する郵便局の通常はがき(1枚)は表に、あて先（郵便番号、住所、氏名）を明記してください。裏面は「受験票」を印刷のうえ返送いたしますので、何も記入しないでください。
- ⑥受験票は、教養試験、論文試験及び面接試験当日に必ず持参してください。
- ⑦面接試験受験該当者で、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師、助産師のいずれかの資格、免許をお持ちの方は、面接試験を受験される際に、資格登録証明書または免許証の写しを持参してください。
- ⑧提出された応募書類は、一切返却いたしません。
- ⑨申込書の提出が受付期間に間に合わなかった場合や申込書に不備がある場合は無効となります。
- ⑩記載事項に虚偽がある場合は、採用される資格を失います。

14 個人情報の取り扱いについて

申込書に記載された個人情報については、福岡市男女共同参画推進センター嘱託員の選考試験及び任用の手続きに関し必要な範囲内で利用します。

15 試験会場案内図



- 交通案内 西鉄天神大牟田線「高宮駅」下車徒歩1分
 ※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

16 問い合わせ先

福岡市男女共同参画推進センター・アミカス 運営係 電話 092-526-3755
 〒815-0083 福岡市南区高宮三丁目3番1号

福岡市男女共同参画推進センター（愛称 アミカス）は、「男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による取組を支援することにより、男女共同参画社会の形成に寄与する」ことを目的とした施設です。アミカスでは、講座・講演会の開催、相談事業や情報提供事業などのほか、男女共同参画の推進に取り組む市民グループを支援する「市民グループ活動支援事業」や地域における男女共同参画の推進を支援しています。

また、ホールや研修室などの部屋は、市民の皆様の活動の場としてご利用いただいています。